

令和5年6月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和5年6月19日(月)13時21分開会

2. 場 所 双葉町役場1階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

日程第3 議案第2号 双葉町農業委員会事務局職員の任免について

5. 出席委員

農業委員

議席1 欠 員 議席2 木幡 治 委員 議席3 鷓沼 久江 委員

議席4 林 和男 委員 議席5 高田 喜寿 委員 議席6 高木 幸恵 委員

議席7 大橋 利一 委員 議席8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

榎内 宏 委員 高玉 正祐 委員 井戸川 弘幸 委員 渡辺 浩美 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野 弘紀

農業振興課農業振興係長(併任) 岡田 浩行

専門員(併任) 大西 信治

7. 開会

【中野事務局長】

定刻前ですが、皆さんお揃いですので、只今より、双葉町農業委員会令和5年6月定例総会を開催いたします。会長からごあいさつをお願いします。

8. 会長あいさつ

【澤上会長】

本日は、6月定例総会にご出席いただきありがとうございます。

本日の会議ですが、3条申請が1件のほか、協議事項、報告事項もたくさんございます。皆さんには、いつも通り慎重審議をお願いしまして、ごあいさつといたします。本日はよろしくお願ひいたします。

9. 議事

【中野事務局長】

ありがとうございました。

それでは、会長を議長として議事を進行いたします。よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

ただいまの出席委員は7名です。全員出席で、定足数に達しておりますので、令和5年6月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

【中野事務局長】

※資料により会務を報告。

【澤上会長】

本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人の指名について、議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思います。議事録署名人には、7番 大橋委員、2番 木幡委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和5年6月19日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。譲渡人は、双葉町大字下羽鳥字南廻××番地 A氏、譲受人は、富岡町桜一丁目××番地 B氏、許可を受けようとする農地は、大字下羽鳥字南廻××番の畑×××㎡で、売買による所有権移転になります。

申請農地は譲受人B氏が所有する農地の隣接地で、今後、B氏が営農を再開し、畑作をする際、農地を有効に活用するため、申請農地を購入したいとのことです。

譲受人B氏の農地の所有状況については、B氏は昨年12月に父親から生前贈与でほとんどの農地を贈与されており、現在の所有農地の合計は×××㎡となっています。営農計画については、今回、購入する農地については野菜を作付ける予定としています。また、所有する

農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラック、農作業に従事する者は本人及び妻としています。

周辺地域との関係については、今回取得する農地はB氏が所有する畑の隣接地であり、取得後は一体的に畑作を行う予定で、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えます。また、地域の水利調整、農地の利用調整に協力するとともに、農薬の利用についても地域の防除基準に従うものとしています。地域との役割分担については、農業の維持発展に関する話し合いに参加し、共同利用施設の取り決めに遵守し、獣害被害対策に協力するものとしています。

以下、申請農地の登記事項証明書及び図面を添付しています。説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【澤上会長】

本件に係る調査結果を地区担当委員である木幡委員から報告願います。

【木幡委員】

ご報告します。譲渡人のA氏には×月×日 ×時×分頃、電話をいたしました。今回の申請について確認をしたところ、間違いのないことでした。譲受人のB氏には、同日、×時×分頃、電話をいたしました。B氏についても申請内容に間違いはないことでした。また、営農できる環境が整った段階になれば、耕作する意思があるかどうか確認したところ、耕作するということでした。以上、報告いたします。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第1号は許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

【中野事務局長】

会長、休議をお願いします。

【澤上会長】

暫時休議します。

(休議)

【澤上会長】

会議に戻します。

事前の通知にはありませんでしたが、事務局より議案を追加したい旨の申出がありました。皆さんからご異議がなければ認めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

※事務局より追加議案を配布

【澤上会長】

追加議案第2号「双葉町農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。職員に議案の朗読、説明をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

説明いたします。本日、人事異動の内示があり、記載のとおり、7月1日付けで、係長の岡田浩行が異動となります。農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、事務局職員は農業委員会が任免することとなっておりますので、委員会に承認を求めるものです。説明は以上です。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑、ご意見等はありませんか。

【木幡委員】

岡田係長が異動となった後、後任が来る予定はありますか。

【中野事務局長】

現時点では後任の予定はありません。

【澤上会長】

他にありませんか。なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号「双葉町農業委員会事務局職員の任免について」は、提案された案のとおり職員の任免をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。議案第2号「双葉町農業委員会事務局職員の任免について」は、提案された案のとおり職員の任免をすることに決定いたしました。

以上で、本日の提案された議案はすべて終了いたしました。

(13時37分終了)

引き続き、下記協議事項について協議

- (1) 令和4年度農業委員会の最適化活動その他事務の実施状況について
- (2) 農地移動適正化あっせん基準の改正について
- (3) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について
- (4) 令和6年度農業施策に関する意見について
- (5) 令和5年7月定例総会の日程について

引き続き、報告事項について報告

- (1) 工事完了報告について
- (2) 農地整備事業に係る埋蔵文化財の試掘・確認調査について
- (3) その他

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会.....長.....澤 上.....榮.....㊟

議事録署名人.....大 橋.....利 一.....㊟

議事録署名人.....木 幡.....治.....㊟